

新型コロナウイルス感染者発生時対応指針 ver.3.00

2020 年 8 月 31 日作成

2020 年 9 月 13 日修正

2020 年 11 月 11 日修正

2020 年 11 月 27 日修正

2020 年 12 月 14 日修正

2021 年 3 月 11 日修正

2021 年 9 月 13 日修正

2022 年 1 月 20 日修正

2022 年 2 月 15 日修正

2022 年 5 月 13 日修正

2022 年 7 月 25 日修正

2023 年 3 月 22 日修正

2023 年 4 月 1 日から適用。

1 目的

この指針は、日本国政府が、2023 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症を感染症法所定の 5 類感染症に移行することを決定したことに伴い、5 類移行を見据えて、当面の対応を定めることにより、迅速な対応を可能にし、感染拡大防止に資することを目的とする。

なお、他に合理的な選択肢がある場合に、この指針と異なる選択を行うことを否定するものではない。

2 基本的な考え方

本学は、2020 年 11 月 27 日修正の本指針 Ver2.00 において、「感染対策が重要であることは言うまでもないが、どんなに感染対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には迅速かつ的確に対応できるよう準備する必要がある」旨を明らかにし、コロナ禍においても、大学における教育は、遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、直接の対面による学生同士や学生と教職員との間の人的な交流等も重要な要素であることに留意し、学生への学修機会を提供する必要があることを明らかにして、コロナ対策を進めてきた。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行を前に、本学は、今一度、感染者発生時の対応を明確にすることにより、先の方針を着実に実施していく。なお、この対応指針は、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律所定の 5 類感染症移行することに伴い、廃止する予定である。

大学においては、授業そのものよりは、飲み会、寮生活、課外活動等でクラスターが多く発生している点に留意し、高リスクな活動に重点的に資源を充てる必要がある。

3 地域における感染状況に応じた対応

感染が爆発的に拡大し、一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況が生じた場合は、本学の判断により、面接授業を全面的に中止することがある。なお、地方自治体の首長がアラートを発し、学校を含む、地域内の社会経済活動を自粛するように求めた場合は、原則として、それに従う。

4 感染者等発生時の対応

- (1) 学生・教職員・スポーツ指導者が、新型コロナウイルスに感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、誰が連絡を受けた場合であっても、ただちに、学生支援担当に報告するものとする。また、連絡を受けた時点で、可能な限り、(2)の聞き取り事項の聴取を行い、併せて学生支援担当に報告を行う。

なお、濃厚接触者とは、保健所が濃厚接触者と判断した者をいう。

- (2) 新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、所属（学生であれば、学部学年、部活動への参加の有無）を確認するとともに、感染者又はその家族に、次の事項の聞き取り調査を行う。

- ・氏名（学生であれば学生番号も）
- ・（病院に受診している場合には）受診日と確定診断日
- ・発症時期と発症症状
- ・本学関係者に濃厚接触者や指定接触者となりうる者がいる場合は、その氏名（学生であれば学生番号も）

- (3) 濃厚接触者ではなくとも、本学において、感染者と接触し、感染の恐れがあると判断した者を指定接触者とする。

- (4) 指定接触者には、次の期間、自宅待機を命じる。濃厚接触者であって、保健所から自宅待機期間の指示がない場合も、次の期間、自宅待機を命じる。

A 同居人が感染者となった場合

A-1 感染者との同居が中止された場合は、Bによる

A-2 感染者との同居が継続されている場合は、同居人についての最終療養日まで

B 同居人以外との接触の場合

B-1 感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間

B-2 感染者との最終接触日の翌日から2日目及び3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、いずれも陰性であった場合は、3日目から自宅待機を解除してよい。この場合は、検査結果を学生選担当に報告するものとする。ただし、抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（厚生労働省HP参照）を用い、検査費用は自己負担とする。

（日数の数え方）

最終接触日を0日目とし、翌日を1日目とする。

例えば、7月25日が最終接触日である場合、7月26日(1日目)、27日(2日目)、28日(3日目)、29日(4日目)、30日(5日目)が自宅待機期間となり、7月31日から登校することができる(B-1)。また、7月27日(2日目)及び28日(3日目)に、抗原定性検査キットによる検査を行い、いずれも陰性であった場合は、28日(3日目)の検査終了後から、自宅待機を解除してよい(B-2)。

- (5) 感染者、濃厚接触者及び指定接触者には、入院又は自宅待機を命じる。

感染者の出席停止(出勤停止)期間は、保健所より入院・自宅待機が解除されるまでの間とする。

- (6) この指針により、学生に自宅待機を命じる場合は、学校保健安全法19条に基づく出席停止とする。

- (7) 寮生が感染者となった場合は、可能であれば自宅に帰ることを検討する。それが困難な場合、居室(基本的に個室)に隔離する。濃厚接触者・指定接触者、発熱や体調不良がある者は居室内(可能なら個室)に隔離する。体調不良者が同時に3名以上発生した場合には、寮の閉鎖等を検討する。

5 迅速な対応の必要性

(1) 方針

感染状況によっては、保健所において、速やかに濃厚接触者を特定することが難しい場合もあり得る。そのような場合は、大学において、積極的に、指定接触者として出席停止を命じる対応を採ることにより、感染拡大の防止を目指す。

なお、以下は、2021年8月27日「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」に準拠したものである。

(2) 指定接触者(学校保健安全法19条)

具体的には、①濃厚接触者の候補は、保健所により、濃厚接触者と特定されない場合でも、指定接触者とする。また、②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補は、当該候補から同時期に2名以上の感染者や新型コロナウイルス感染症と思われる症状がある者が発生した場合は、当該候補全員を指定接触者とする。

① 濃厚接触者の候補

感染者と、感染可能期間(発症日2日前以降、症状がない場合は陽性確定に係る検査日2日前以降)内に接触した者で、次のいずれかに該当する者

- ・感染者と同居(寮等において感染者と同室の場合を含む)あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を診察、看護又は介護していた者
- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接触れた可能性の高い者(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに指定接触者に認定する)

・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染性を総合的に判断する）。

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

※ 適切な感染防止対策のない授業を行っていた場合は、当該授業の出席者を指定接触者とする。

※ 感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間以内に、発熱等の風邪症状が見られる場合も、指定接触者とする。

② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一行動をしている学生等）

・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する学生等）

・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮やシェアハウスで生活する学生等）

・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

(3) 大学の全部又は一部の閉鎖（学校保健安全法20条）

特定の学部・学年等において、次のいずれかに該当し、感染が広がっている可能性が高い場合は、当該学部・学年等を閉鎖する。

① 当該学部・学年等において、同時期に複数の学生の感染が判明した場合（5日間以上大学に来ていない者の発症は除く）

② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

閉鎖の期間は、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、学生への影響等を踏まえて判断する。

複数の学部・学年等を閉鎖するなど、大学全体で感染が広がっている可能性が高い場合は、大学全体の臨時休業を実施する。

6 授業における対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、急きょ、面接授業が中止となった場合（その授業の受講者全員が出席停止となった場合を含む。）は、当該授業は、オンライン授業で代替するものとする。このオンライン授業は、メディア授業告示の定める要件を満

たさなければならない。オンライン授業の実施形態（Zoom 等を用いた同時双方向か、オンデマンド型か）は、原則として、授業担当教員に委ねる。ただし、演習（ゼミ）については、必ず、同時双方向型で行う。

面接授業が中止された場合において、オンライン授業による実施が困難である場合は、補講期間に、補講を実施する。なお、実施の困難さは、授業の目標を達成できるかどうかを基準に判断する。

- (2) 面接授業の一部の受講生が出席停止となった場合は、当該学生は、「特別欠席(1)」(学校感染症)として扱う。